

農林金融

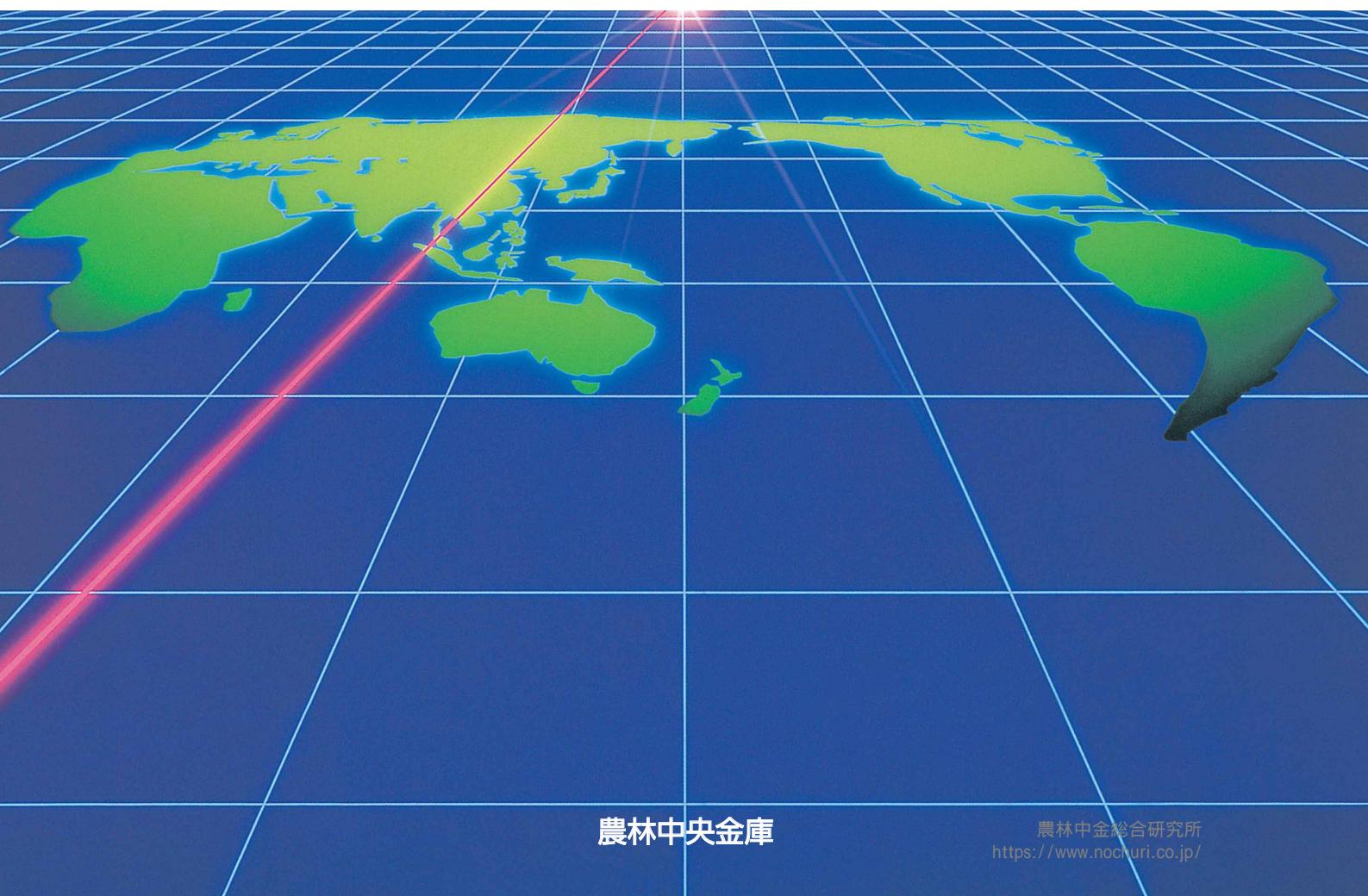
THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2026 **1** JANUARY

2026年 経済・金融の展望と コメ備蓄制度の見直しに向けて

- 2026年の国内経済金融の展望
- コメの備蓄運営の推移と制度見直しに向けた論点



2026年 正常化に向けた次の一手

2025年は米価が記録的水準にまで高騰した。足下10月の相対取引価格は、37,058円／玄米60kg・2025年産米（農林水産省「米穀の取引に関する報告」、1年前比+13,238円、2年前比では+21,877円）となっており、インフレの象徴となり備蓄米の放出という形で政府による実質的な価格介入にまで至った「令和の米騒動」は未だ終息していない。高値による国産米からの消費者離れが懸念される一方で、高騰の主因とされる需給は幸いなことに回復しており、今後については、流通の各段階において既に相応の値段で仕入れが進んでいるなか、価格下落も懸念されている。

まずはここまで値上がりした米価を、生産・流通の混乱等を抑えつつどう落ち着かせるのか、正常化に向けた次の一手が注目される。あわせて、米の持続的な安定供給の維持に向けた農地や担い手の確保、その前提となる生産性の向上、需要に応じた生産の実現、直接所得補償を含めた生産者所得の安定化等にかかる施策の検討も喫緊の課題であろう。

その際、重要なことは、現状や見通し、施策の長所と短所等にかかる基本的な認識を幅広く共有したうえで、生産者対消費者といった安易な対立構造ではなく、国民全体・一人ひとりの食料安全保障の問題として、議論を深めることではなかろうか。

例えば、「足りないのならば輸入すればよいのではないか。どんどん作ればよいではないか」といった意見も一部に聞かれたが、少なくとも現時点では、米は他の穀物対比国際取引量が著しく少ないうえに輸出国は一部の途上国に偏っており安定輸入は期待できない。また、国内で余剰が生じたからといって価格差や嗜好の違い等を踏まえれば軽々に輸出ができるわけでもなかろう。低下したとはいえ国民のカロリーベース食料供給の2割強を占める主食の米にかかる議論なのだ。折しも2027年度から水田政策を根本的に見直すとされている。当社もシンクタンクとして微力を尽くしたい。

もう一つ、2025年は金融市場において株価も記録的な水準にまで高騰し、日経平均株価は10月に5万円台に達した。経済がデフレからインフレへと大きく転換するなか、異次元金融緩和が2024年3月によく終了し「金利ある世界」が復活したことと相まって、家計金融資産に動意がみられ、国内リテール金融市場においては、各金融機関の競争が調達・運用の両面で激化している。日本銀行は、政策金利の引上げや膨大に保有する国債など金融資産の減少といった金融政策の正常化を、物価と景気に目配りをしつつ慎重に進めてきているが、こちらの次の一手も、JAバンク・JFマリンバンクとしては、各々の取り巻く環境を踏まえ戦略を策定するにあたり注目される。

本誌では、小針論文において、米価の正常化に向けた検討に欠かせない米の備蓄運営ルールの現状と課題を含め、2025年の農政をめぐる動向について整理を試みた。また、南論文においては、金融政策と金融市場の正常化に向けた中央銀行の次の一手を含む2026年の国内経済・金融情勢を展望している。年始にあたり、各位のお考え整理の一助となれば幸いである。

本年も御愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 福田 仁・ふくだ ひとし

今月のテーマ

2026年 経済・金融の展望と コメ備蓄制度の見直しに向けて

今月の窓

2026年 正常化に向けた次の一手

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 福田 仁

トランプ関税と「責任ある積極財政」の行方

2026年の国内経済金融の展望

南 武志 —— 2

令和の米騒動のもとでの備蓄米放出をうけて

コメの備蓄運営の推移と制度見直しに向けた論点

小針美和 —— 17

「昭和16年夏の敗戦」からの学び

——偉大な先人——

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役社長 高 義行 —— 32

談話室

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

2026年の国内経済金融の展望

—トランプ関税と「責任ある積極財政」の行方—

理事研究員 南 武志

〔要 旨〕

2期目をスタートしたトランプ米国大統領がGDP比4%超の貿易赤字解消と米国内の製造業の復活に向けた大胆な関税政策を打ち出したことで、世界経済の先行きには不確実性が高まつた。一部を除き、これまでのところトランプ関税の影響は限定的であるが、今後その悪影響が広がりをみせる可能性もあり、予断を許さぬ状況である。

国内では25年春闘でも5%超の賃上げが実現したほか、夏季賞与も堅調だったため、家計の所得環境は改善しており、サービス消費に明るさがみえる。しかし、コメなどの食料高騰によって実質賃金の前年比マイナス状態が長引いており、非耐久財が減少傾向をたどったことから、消費の本格回復には至っていない。

26年の国内経済を展望すると、世界経済としては低成長状態から抜け出せないことから外需には期待できないものの、政府の物価高対策などで物価沈静化が進むほか、人手不足の強まりを背景に26年春闘もしっかりととした賃上げが期待できることもあり、消費の回復が進み、景気全体を下支えするだろう。

日銀は経済・物価情勢の改善にあわせて利上げしていく方針を示しているが、26年度には物価上昇率は2%割れが想定され、利上げは一時中断されると思われる。

目 次

はじめに

—世界を震撼させたトランプ関税—

1 世界経済の動向と展望

(1) 自由貿易体制の綻び

(2) トランプ関税の狙い

(3) トランプ関税の問題点

(4) 世界経済の展望

2 日本の経済政策運営

(1) 維新との連立で高市内閣が誕生

(2) 前年を上回る総合経済対策を策定

(3) 日銀は様子見姿勢を継続

3 国内経済の現状と展望

(1) 7～9月期は6期ぶりのマイナス成長

(2) 実質賃金は前年比マイナスが継続、消費は総じて回復が鈍い

(3) 根強い円安圧力

(4) 国内景気は消費主導で緩やかに回復

(5) 物価高は沈静化へ

4 金融政策、金融市場の展望

(1) 12月利上げ後、利上げはしばらく封印か

(2) 長期金利にはしばらく上昇圧力がかかり続ける

おわりに

—少子化に歯止めをかけよ—

はじめに

—世界を震撼させたトランプ関税—

2025年の内外経済はトランプ関税に振り回された1年であった。高関税政策を推進したウィリアム・マッキンリー第25代米大統領を称賛し、辞書のなかで最も美しい言葉は「関税（tariff）」だと述べたトランプ米大統領は、就任直後からメキシコ、カナダ、中国などの特定国、さらには鉄鋼、アルミニウムに対して追加関税を導入した。4月2日には相互関税についての詳細を公表、全ての輸入相手国・地域に対して一律10%の基本関税を課したうえで（5日に発動）、相手国・地域の関税や非関税障壁、貿易赤字の大きさを考慮した税率を上乗せする（9日に発動）こととなった。日本の相互関税は24%（基本税率10% + 14%）と設定された。

その後、中国以外のほとんどの国・地域に対する税率上乗せ措置は導入直後に90日間停止されたが、この猶予期間で個別に協議を行うこととなった。日本は4月16日に赤澤経済再生担当大臣が訪米して協議を開始、世界最大の対米直接投資国であり、米国内の雇用創出に大きく貢献してきたことをアピールして関税措置の見直しを求めた。米国側は車検制度などが米国製自動車の販売抑制につながっているなどと主張、対日赤字の解消に向けて非関税障壁の撤廃や円安是正などを求めた。その後、計8回の日米関税交渉を重ね、7月22日に合意にこぎつけた。相互関税は15%、自動車関税

も15%（従来の関税率 2.5% + 4月以降の自動車関税 25%の半分（12.5%））へ引き下げられたが、最大5,500億ドルの対米直接投資支援枠の設定やコメ、自動車などの市場開放案も盛り込まれた。関税率を可能な限り最小に設定できたと評価する意見も散見されるが、戦後復興期から現在に至るまで自由貿易体制のメリットを享受してきた日本が保護主義の圧力に屈したとの見方もできなくもない。

1 世界経済の動向と展望

（1）自由貿易体制の綻び

第2次世界大戦に至る歴史を振り返ると、帝国主義を志向する国家が対立を深めた背景には、世界恐慌に直面した列強が自国やその植民地・海外領土の間では特恵関税を設定する一方、それ以外の国には高い関税を賦課する、いわゆる「ブロック経済」を構築するなど、保護主義的な動きを強めたほか、金本位制から離脱し、平価切下げ競争を行ったことが挙げられる。その経験を踏まえ、第2次世界大戦後に連合国（=国際連合）は貿易自由化に向けた協議を開始し、1948年に最惠国待遇・内国民待遇を原則とするGATT（関税および貿易に関する一般協定）が発効した。その後、9回にわたる多角的貿易交渉が行われ、関税の引下げや非関税障壁の軽減などが合意され、自由貿易の枠組みが構築されていった。なお、95年にGATTはWTO（世界貿易機関）に発展・移行したが、その下で行われたドーハ

ラウンドでは交渉が難航したほか、紛争解決を担う上級委員会が機能不全に陥るなど、WTOは自由貿易の促進を担う機関としての役割を十分果たせなくなっている。

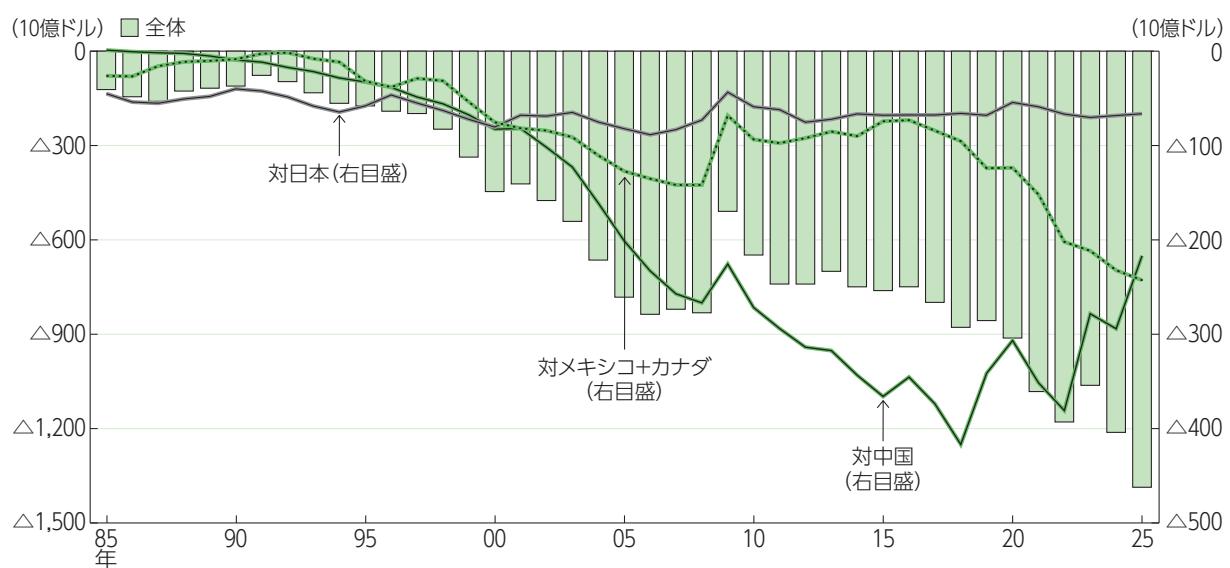
(2) トランプ関税の狙い

冒頭でも触れたように、米国の通商政策は友好国・非友好国を問わず、高率関税を課すといった具合に、大きく転換した。戦後の米国政府は自由貿易体制の構築・整備に主導的な役割を果たしてきたが、変動相場制へ移行後には貿易収支は赤字基調となつたほか、戦後復興を遂げて新興工業国として台頭してきた日本などとの貿易摩擦を通じて、徐々に保護主義的な動きも散見されるようになってきた。(第1図)もちろん、他国の企業だけではなく、米国企業もまた多国籍企業化して費用の安い国で生産活動を行い、米国に輸出していった側面もある。

その結果、かつて鉄鋼業、自動車産業などの集積地であったイリノイ、インディアナ、ミシガン、オハイオ、ペンシルバニアなどの州では製造業が衰退し、ラストベルトと呼ばれるようになった。また、財の輸出入の差額である貿易収支は慢性的な赤字が発生している。関税によって輸入品価格が上昇すれば、国内で生産した方が割安になるため、製造業が復活する、という論法である。1994年に発効した北米自由貿易協定(NAFTA)は、関税撤廃による自由貿易推進や投資促進などによる北米地域の経済統合を目指したが、結果的に米国から製造業が出ていき、貿易赤字ばかりが膨らんだとの不満が多い。

また、トランプ関税は中国との貿易戦争における武器という側面もある。2001年にWTO加盟が承認された中国はその恩恵を十分すぎるほど享受してきたが、米国など

第1図 米国の貿易収支



資料 米国商務省

(注) 2025年は既発表分の年率換算値。

が期待した政治面での自由化・民主化は全く進まなかった。むしろ、中国は既存の国際秩序を作り替えようという意図を露わにし、今や米国の優位性を脅かす存在となっている。今回のトランプ関税では、対米貿易黒字国に対して相互関税を導入しているが、最大の標的は巨額の対米貿易黒字を計上する中国であり、一時は145%の追加関税率（中国の報復関税は125%）を賦課する場面もあった。しかし、中国側のレアアース輸出規制強化の動きに対して米国は態度を軟化させ、追加関税率は20%にまで引き下げられている。なお、レアアース輸出規制や産業補助金などは明らかにWTO協定に違反しているが、それらを遵守していない中国は自らをWTOの最大の守護者としている。

(3) トランプ関税の問題点

トランプ関税の導入によって、米国内に製造業が復活し、貿易赤字（特に对中国）が解消する、と米国政府は期待しているが、経済学者、エコノミストからは厳しい意見が多い。まず、関税政策で対外バランスの不均衡を解消できる可能性は乏しい。貿易赤字を解消するには、輸出を増やすか、輸入を減らすか、といった単純な話ではない。マクロ恒等式からは経常収支は国内の貯蓄・投資差額を反映したものと見なせるが、関税賦課によって貯蓄行動や投資行動はあまり変化しないと考えられている。仮に米国の消費だけが半永久的に落ち込めば、輸入もそれに反応して減る可能性はあるが、

それ自体は景気悪化につながり、米国の本意ではないだろう。また、仮に中国の対米黒字が解消したとしても、中国以外の国の貿易黒字に振り替わるにすぎないと想われる。

また、企業業績の赤字と同じような発想で「貿易・経常収支の赤字は悪」という主張もあるが、国産品より安く購入できるというのは米国消費者にとってはメリットも大きい。さらに、経常収支の赤字の裏には資本収支の黒字があり、つまりは米国内にネットで資本流入が発生していることと同義である。貿易赤字で苦しい国に対して資本流入が起きる道理はないのである。

さらに、米国の製造業が復活できるかだが、そもそも米国で生産するコストが高いために海外に生産拠点がシフトしたと思われる。それゆえ、人件費などを含めたコストを下げるか、コスト高に見合った高付加価値製品の生産に特化するか、などが必要である。一方で、移民政策を大幅に強化していることもあり、労働者不足に直面するリスクもある。さらに、多くの消費財をはじめ、最終需要財は輸入に依存した状態は変わりそうもない。

以上のように、トランプ関税は多くの問題、矛盾を抱えているのは確かであろう。しかし、バイデン政権でも、第1次トランプ政権で導入したもろもろの関税措置を撤廃せず、そのまま残したこと踏まえると、数年後に政権交代があったとしてもトランプ関税は存在し続ける可能性は否定できない。さらに、低成長状態が続くと保護主義

が世界中に拡散されるリスクもある。日本をはじめ、世界各国・地域は、自由貿易体制をどのように維持し、かつ発展させていくのか、危機意識を持ちながら議論すべきであろう。

(4) 世界経済の展望

25年の世界経済はおおむね低成長状態が続いた半面、数年前までみられたインフレは沈静化に向かっている。(第2図) ただし、一部の国では下げ渋る動きもみられる。主要国・地域別にみると、米国は雇用拡大ペースが減速しており、GDPの約7割を占める個人消費も鈍化が目立ち始めている。トランプ関税の影響が物価面に浸み出しており、高止まり状態にある。こうしたなか、米連邦準備制度(Fed)は25年秋に利下げを再開した。

ユーロ圏ではインフレが沈静化したが、これまでの欧州中央銀行(ECB)の利下げ効果や拡張的な財政政策によって、景気の持ち直しがみられる。

第2図 日米欧の消費者物価の推移



資料 総務省統計局、米労働省、Eurostat
(注) 日本は消費税要因を除く。

不動産問題を抱える中国では消費の低調さが長引いており、政府の景気立て入れ策にもかかわらず、なかなか景気回復には至っていない。また、物価上昇率も水面下で推移するなど、デフレ的の様相となっている。

さて、25年12月に発表された経済協力開発機構(OECD)の最新の世界経済見通しによれば、世界経済全体の成長率は25年(実績見込み)の3.2%から、26年は2.9%へ減速するとの予測が示されている。地政学的かつ政策的な不確実性が続くなか、トランプ関税の影響が徐々に波及、投資と貿易の重しとなり、26年半ばまで低成長状態が続くものの、そうした影響が一巡する26年後半には成長率が回復するとしている。

2 日本の経済政策運営

(1) 維新との連立で高市内閣が誕生

24年10月の首相就任以来、2度の国政選挙に敗北し、衆参両院で少数与党を余儀なくされたことの責任を取って、石破首相は25年9月7日に退陣を表明した。これを受けて、10月4日に自由民主党総裁選挙が行われ、3度目の挑戦となった高市早苗氏が勝利した。その直後、公明党が「政治とカネ」の問題を巡って連立政権を離脱、新たな連立構想を巡る多数派工作が行われた結果、国会議員の定数削減や社会保障改革、副首都構想などを掲げる日本維新の会が自民党と新たに連立を組むことに合意した。一方、食料品への消費税を2年間ゼロにすること、さらに企業・団体献金の禁止など

については事実上先送りされ、閣外協力という格好となった。これによって10月21日に召集された臨時国会で高市新内閣が発足した。

所信表明演説では、「強い経済」を構築するため、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行い、これにより、所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税率を上げずとも税収を増加させることを目指すとの考えを示した。こうした道筋を通じ、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を抑え、政府債務残高の対GDP比を引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保していく方針である。(第3図)

(2) 前年を上回る総合経済対策を策定

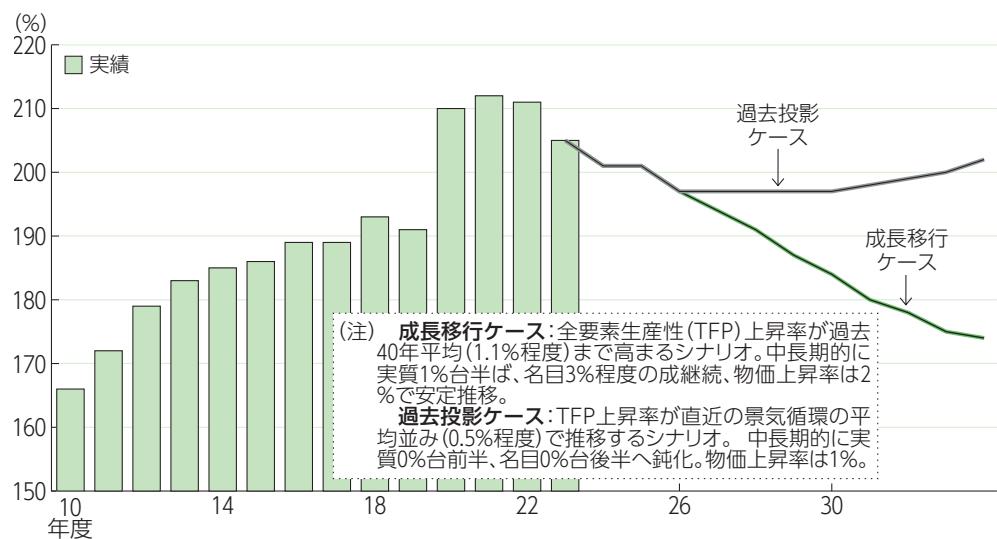
高市首相は就任当初から、喫緊の課題として物価高対策に迅速に取り組むと述べており、11月21日には事業規模で42.8兆円程

度、国費規模21.3兆円程度にのぼる「『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」が閣議決定された。石破内閣の下で策定された経済対策の規模を上回るものとなった。

この経済対策は、①生活の安全保障・物価高への対応、②危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、③防衛力と外交力の強化、といった「3本の柱」で構成されている。物価高対策の具体的な内容として、重点支援地方交付金の拡充、ガソリン税・軽油引取税の暫定税率廃止とそれまでの定額引下げ措置、電気・ガス料金負担軽減支援事業、物価高対応子育て応援手当（仮称、0.4兆円）の支給などが盛り込まれた。

これらの政策の裏付けとして18.3兆円規模（うち、総合経済対策の経費は17.7兆円）の25年度補正予算案が編成され、11月28日に閣議決定された。政府は、これらの経済対策の効果として、実質GDPを21兆円程度

第3図 国・地方の公債等債務残高(対GDP比率)



資料 内閣府「中長期の経済財政の試算」を元に農林中金総合研究所作成

押し上げる効果があるとし、年率換算で成長率を1.2%程度押し上げるとしている。ちなみに、補正後の25年度一般会計予算は総額133.5兆円（当初予算：115.2兆円）へ、新規国債発行額も40.3兆円（同：28.6兆円）へ、それぞれ拡大した。

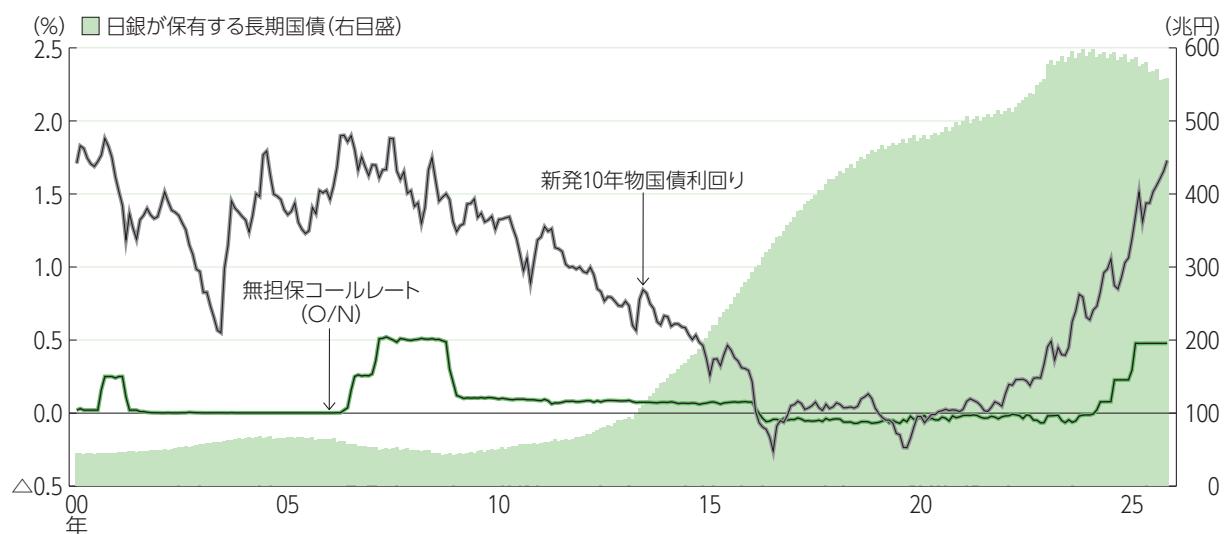
一方、26年度の概算要求額と要望額の合計は122.4兆円と、前年を上回った。政府が閣議決定した26年度予算編成の基本方針では、経済成長に資する支出や税制は大胆に重点化する一方、効果が乏しい場合は見直し、歳出・歳入両面で財政構造の転換を推進するとしている。経済財政運営のあるべき姿は「責任ある積極財政」だとして、経済成長を通じて税収を増やし、成長率の範囲内に債務の伸びを抑制することで、マーケットからの信認を確保するとともに、「強い経済」の実現と財政健全化を両立させていく方針を示している。

(3) 日銀は様子見姿勢を継続

23年4月に植田総裁が就任して以降、日本銀行は異次元緩和の解除のタイミングを探ってきたが、24年3月には異次元緩和を解除してゼロ金利政策へ移行、同年7月、25年1月には利上げを実施した。また、24年8月以降は長期国債の買入れ額の減額（24年8月～26年3月：毎四半期4,000億円程度ずつ減額、26年4月～27年3月：同じく2,000億円ずつ減額）を開始したが、25年9月にはETF・J-REITの売却も準備が整い次第開始することを決定、政策正常化を緩やかではあるが、着実に進めてきた。（第4図）

日銀は今後の金融政策運営について、現在の実質金利が極めて低い水準にあることを踏まえると、経済・物価情勢の改善に応じて引き続き政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していくとの方針を繰り返している。25年入り後はトランプ関税の

第4図 長短金利と日銀保有の長期国債残高の推移



資料 日本銀行、日経FinancialQuest

影響や米国経済の情勢などを確認する必要性から利上げを見送ってきたが、後述のとおり、経済・物価情勢はおおむね日銀の想定どおりに推移しているとみられる。

3 国内経済の現状と展望

(1) 7～9月期は6期ぶりのマイナス成長

25年の国内経済は、サービス消費に持ち直しがみられたほか、民間企業設備投資も堅調に推移したこともあり、1～3月期は前期比0.4%（同年率1.5%）、4～6月期は同0.5%（同年率2.1%）と、しっかりとした成長を実現した。もちろん、後述のとおり、食料価格の高騰で非耐久財が不振だったほか、トランプ関税の影響を受けて輸出が伸び悩んだことも確かである。

一方、7～9月期の実質GDPは前期比△0.6%（同年率△2.3%）と6期ぶりのマイナス成長に陥った。内訳をみると、4月に建築基準法が改正された影響（駆け込み需要の発生と反動減）によって民間住宅投資が同△8.2%と激減したほか、民間企業設備投資も同△0.2%と3期ぶり、トランプ関税の影響を受けた輸出等も同△1.2%と2期ぶりで、ともに減少している。一方、実質雇用者報酬は前期比0.2%と鈍いながらも2期連続のプラスで、民間消費（同0.2%）を下支えした。こうしたなか、GDPデフレーターは前年比2.8%（前期比0.6%）と上昇率は鈍化したものの、国内での価格転嫁の動きは定着している。

(2) 実質賃金は前年比マイナスが継続、

消費は総じて回復が鈍い

25年春闇は24年（5.33%）を上回る5.52%の賃上げが実現するなど、人手不足感が高まるなか、名目賃金の上昇傾向は継続している。ただし、厚生労働省「毎月勤労統計」によれば、共通事業所ベースでの一般労働者の所定内給与（＝基本給）は25年度に入ってから前年比2%台前半での推移となっており、24年度（2%台後半）からは鈍化している。明らかに期待外れであるが、最近の賃上げが人数の少ない「若年齢層」に手厚く、人数の多い「中高年層」には薄かったことが背景にある可能性がある。

一方で、25年も物価高止まりが続いた関係で、実質賃金の前年比マイナス状態が長引いている。10月の毎月勤労統計によれば、現金給与総額は前年比2.6%、一般労働者の所定内給与は同2.7%と、増加傾向をたどっている。しかし、10月の全国消費者物価指数（総合）は同3.0%と、賃金上昇率を上回り、実質賃金は減少が続いている。現金給与総額ベースで同△0.4%と3か月連続、一般労働者の所定内給与ベースでも同△0.3%と12か月連続で、いずれも下落した。（第5図）

こうした実質所得の目減りは消費回復を遅らせている。GDPベースでみると、25年入り後の民間消費は3期連続の増加であるが、消費税率10%への引上げ前であった17年から19年前半の水準を下回った状態が続くなど、回復のペースは緩慢といえる。また、日銀が作成している実質消費活動指数

第5図 賃金と物価の推移



資料 厚生労働省、総務省統計局、内閣府
(注) 賃金として一般労働者の所定内給与を使用。

(旅行収支調整済) は、25年1～3月期以降は前期比プラスが続いている。コロナ禍の下で大きく落ち込んだサービスが牽引役である半面、コメや輸入食材といった食料の価格高騰を受けて非耐久財の減少傾向には歯止めがかかっていない。

一方、消費マインドについては足元で改善がみられている。消費動向指数の消費者態度指数は、25年4月にかけて大きく低下したが、その後は上昇に転じている。平均消費性向もまた、24年度上期には61%まで低下したが、その後は持ち直しており、25年7～9月期は65%台にまで上昇している。

(3) 根強い円安圧力

トランプ米大統領は貿易収支の赤字解消に資するとの考え方から、第2のプラザ合意（いわゆる「マール・ア・ラーゴ合意」）を目指すとの臆測を呼んだほか、トランプ関税によって米国がスタグフレーションに見舞われるとの思惑が広がったことで、ドル円レートは一時1ドル=139

円台まで円高ドル安が進行した。その後、トランプ関税は柔軟運用されるとの見方が強まつたほか、日米金利差はなかなか縮小しないとみられたことで、円安方向に戻った。

参院選での連立与党惨敗を受けて8月初めに政局流動化リスクが意識されたことで円安圧力が高まり、ドル円レートは一時4か月ぶりに1ドル150円台となった。その後、

10月初頭にかけては、日米の金融政策運営などを材料に147円前後で推移した。しかし、高市氏が自民党総裁に選出されたことで日銀の利上げは後ずれするとの観測が浮上したほか、拡張的な財政政策運営によって円売りが強まるとの見方から円安が進行、10月中旬には一時157円台となった。直近は12月FOMC（米連邦公開委員会）での利下げへの思惑からやや円高方向に戻したもの、円安圧力は根強い。（第6図）

先行きについては、26年にかけて米国が利下げを続ければ日米金利差はさらに縮小するものの、高市内閣が志向する「責任あ

第6図 円の対ドル・ユーロレート



資料 日本銀行、FRB

る積極財政」による国債増発は円売りにつながるとの見方は根強く、しばらく円安が続くだろう。

(4) 国内景気は消費主導で緩やかに回復

足元10~12月期については、消費マインドは持ち直しつつあるとはいえ、コメなど食料価格の高止まりが続き、実質賃金も前年比マイナスが続いていることから、消費の回復ペースは緩やかなままだろう。また、トランプ関税によって輸出も低調さが想定されるほか、日中関係の悪化もインバウンド需要を減少させる可能性がある。ただし、7~9月期のマイナス成長の一因となった住宅投資は底入れが見込まれる。経済成長率は前期比年率0.6%と2期ぶりのプラスと予想する。26年入り後も状況は変わらず、25年度を通じては0.8%成長（2年連続のプラス）と予測する。

こうしたなか、トランプ関税の影響で一部の輸出製造業で業績悪化がみられるが、人手不足に伴う賃上げは定着しており、26年春闘も堅調な内容が見込まれる。また、26年入り後には物価上昇率の鈍化が明確になり、前年比マイナス状態だった実質賃金もプラスに転じ、民間消費を下支えすると思われる。25年度補正予算で盛り込まれた経済対策も国内景気を一定程度下支えするだろう。一方、トランプ関税の影響によって26

年度上期にかけて輸出は軟調な推移となるだろう。ただし、26年度半ばにはそうした影響は一巡し始め、輸出も徐々に回復すると予想される。26年度は0.7%成長と、数字のうえでは25年度からは減速するが、年度を通じて潜在成長率を上回る成長を実現するとみられる。（第1表）

第1表 日本経済見通し

	単位	24年度 (実績)	25 (予測)	26 (予測)
名目GDP	%	3.7	4.1	2.5
実質GDP	%	0.5	0.8	0.7
民間需要	%	0.5	1.4	1.1
民間最終消費支出	%	0.2	1.2	0.9
民間住宅	%	△0.7	△4.3	0.8
民間企業設備	%	0.9	1.9	2.2
民間在庫変動(寄与度)	ポイント	0.1	0.2	△0.0
公的需要	%	2.0	0.2	0.9
政府最終消費支出	%	2.3	0.4	0.8
公的固定資本形成	%	0.1	△0.7	1.3
輸出	%	1.7	1.9	△0.5
輸入	%	3.3	3.0	1.4
国内需要寄与度	ポイント	0.9	1.1	1.1
民間需要寄与度	ポイント	0.4	1.1	0.9
公的需要寄与度	ポイント	0.5	0.0	0.2
海外需要寄与度	ポイント	△0.4	△0.2	△0.3
GDPデフレーター(前年比)	%	3.2	3.2	1.7
国内企業物価（前年比）	%	3.4	2.5	0.5
全国消費者物価（〃）	%	2.7	2.8	1.7
完全失業率	%	2.5	2.5	2.5
鉱工業生産(前年比)	%	△1.4	0.5	0.7
経常収支	兆円	30.4	27.8	24.2
名目GDP比率	%	4.7	4.2	3.5
為替レート	円/ドル	152.5	149.6	146.9
無担保コールレート(O/N)	%	0.42	0.75	0.75
新発10年物国債利回り	%	1.06	1.68	1.94
通関輸入原油価格	ドル//バレル	82.8	71.1	62.5

資料 内閣府、経済産業省、総務省統計局、日本銀行の統計資料より作成
(注) 1 全国消費者物価は生鮮食品を除く総合。断り書きのない場合、前年度比。

2 無担保コールレートは年度末の水準。

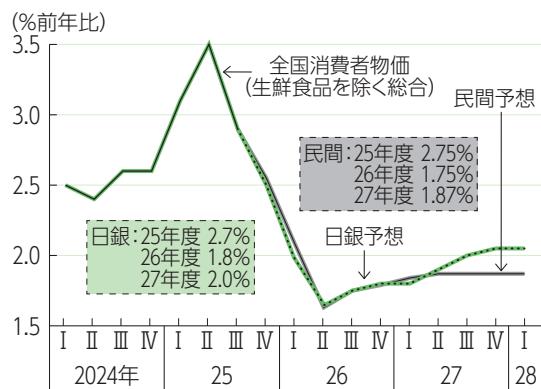
3 季節調整後の四半期統計をベースにしているため統計上の誤差が発生する場合もある。

(5) 物価高は沈静化へ

25年前半にかけてドル円レートが円高気味に推移したことで輸入インフレが沈静化した半面、コメを筆頭に食料品の高騰が続いたことから、25年を通じて物価は下げ渋る展開が続いた。特に、夏場以降は円安圧力が再び高まったこともあり、エネルギー以外の輸入物価が再び上昇に転じた。また、サービス分野についても人件費の上昇を理由とした値上げの動きが徐々に強まっていく。

こうしたなか、高市内閣は物価高対策として、冬場の電気・ガス料金の負担軽減策を導入するほか、ガソリン税・軽油引取税の暫定税率の廃止が与野党で合意された。また、OPECプラスが25年を通じて原油増産をしたこともあり、25年初は1バレル=70ドル台前半だった原油価格（WTI先物、期近物）は60ドル前後まで下落している。エネルギー価格は物価押し下げに寄与するものとみられる。また、高騰が続くコメについても、既にベース効果は剥落しており、物価上昇率を抑制する方向に働いている。そのため、26年入り後には物価上昇率は鈍化傾向が明確となり、4～6月期には2%割れとなるだろう。その後もしばらくは2%割れの状態が続くものとみられる。（第7図）

第7図 日銀と民間の物価見通し



資料 総務省統計局、日本銀行、日本経済研究センターを基に農林中金総合研究所作成

(注) 民間予想はESPフォーキャスト調査(11月)を使用。日銀予想は展望レポート(10月)を基に農林中金総合研究所が作成。

4 金融政策、金融市場の展望

(1) 12月利上げ後、利上げはしばらく封印か

日本銀行は24年3月に異次元緩和を解除して以降、同年7月、25年1月と、断続的に利上げを実施した。また、長期国債の買入れ額の減額に加え、25年9月に開かれた金融政策決定会合ではETF・J-REITの売却方針を決定するなど、政策正常化を進めてきた。

こうしたなか、10月会合では追加利上げは見送られたが、9月会合に続き、利上げの議案は2名の政策委員から提出された。さらに、11月入り後には、それ以外の政策委員からも利上げを容認する発言が出ていくほか、12月には植田総裁が労使ともに賃上げに前向きな流れになっていることを紹介するなど、利上げに向けた地ならし的な発言をしている。

なお、10月会合後に示された展望レポートによれば、GDP、物価の見通しは前回7月公表時とほぼ変わらず、経済・物価情勢がほぼ日銀の想定とおりに推移していることを示す内容だった。実際、25年7～9月期は6期ぶりのマイナス成長だったが、トランプ相互関税発表前の駆け込み輸出の反動といった側面が強く、マイナス成長は一時的と評価している。物価については、足元の物価高止まりには一時的なコストプッシュ要因が影響しているものの、賃金上昇を販売価格に転嫁する動きも続いており、全般的に財やサービスの価格が緩やかに上昇しているとの見方を示した。

一方、高市内閣は「強い経済」構築を目指すうえで、拡張気味な財政政策に加え、緩和的な金融環境の維持といった、いわゆる「高圧経済」を志向しているとみられる。しかし、政治的な配慮で日銀が政策正常化を進めることができないとマーケット参加者がみなせば、円安圧力がくすぶり、輸入インフレが再燃し、物価上昇圧力がかかる可能性がある。こうした状況は物価高対策を最優先課題としている政府にとって不都合といえるだろう。植田日銀総裁は高市首相や片山財務相、城内経済財政相らの経済閣僚と会談したが、政府側から追加利上げに対する明確な反対意見は出なかつたと報じられている。以上を踏まえると、早ければ12月会合において日銀は追加利上げに踏み切る可能性があると予想する。

ただし、上述のとおり、26年入り後には、物価高対策やコメのベース効果剥落などで、

物価上昇率の鈍化が明確になり、26年度には2%を下回った状態になると思われる。その際には、利上げを継続することは困難になると思われる。

(2) 長期金利にはしばらく上昇圧力がかかり続ける

25年夏以降、長期金利は上昇傾向をたどっている。2度の国政選挙では、与野党ともに物価高対策として、補給金の配布、消費税減税などを訴えた。さらに、昨今の東アジア情勢の緊迫化に伴い、防衛予算を大幅に増額しようという動きも散見される。また、高市内閣の発足後は、拡張的な財政政策運営による国債増発への懸念も高まっている。加えて、11月以降は日銀の追加利上げ観測も金利上昇要因となっている。今しばらくは26年度予算などを材料に長期金利には上昇圧力がかかるだろう。

一方、上述のとおり、26年は日銀がさらなる利上げが難しくなる可能性がある。また、デフレかつ円高気味であったアベノミクス初期の状況とは異なり、高市内閣が現実的に実行できる財政出動の余地はそれほど大きくなく、財政規律はマーケットが懸念するほど緩まないものと思われる。それゆえ、長期金利は2%前後で一旦は落ち着くものと予想する。

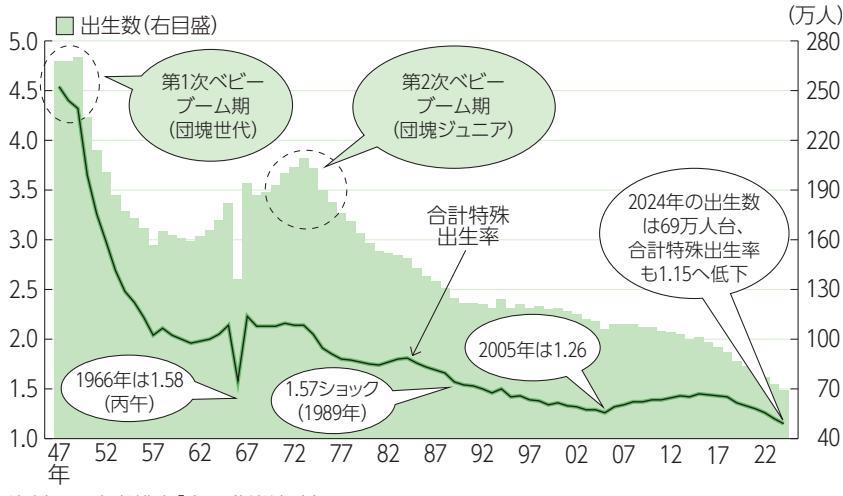
おわりに —少子化に歯止めをかけよ—

第2次安倍内閣以降、急速に進む少子高齢化を国難と捉え、さまざまな少子化対策

を講じてきた。健康で長生きできる社会は歓迎すべきだが、子供が生まれない社会は持続可能ではない。人類も生物である以上、出産に適した年齢というものがあるわけであり、そうした年齢層の女性（とそのパートナー）がいかにすれば出産をし、育児に時間をかけてくれるのか、真剣に取り組まなければならない。（第8図）

合計特殊出生率の推移を振り返ると、戦後直後の1940年代後半には4超（第1次ベビーブーム）だったが、50年代後半には2前後まで低下した。その後、第1次ベビーブームが出産期を迎えた70年代前半までは2台を維持したが、その後は低下基調をたどった。出生率回復のカギを握るとして期待された第2次ベビーブーム世代が就職氷河期世代と重なってしまったこともあり、第3次ベビーブームは不発であった。そして、2024年は1.15まで低下した。出生数は68.6万人と、1980年代後半の半分となっている。

第8図 止まらない少子化



そして、2026年の干支は「丙午」である。丙午自体は60年ごとに巡ってくるわけであるが、前回の1966年生まれの人々は、1968年の早生まれである筆者にとっては1学年先輩である。前後の学年と比べて不自然ともいえるくらい生徒数が少なかった印象がある。実際、65年の合計特殊出生率は2.14（出生数は182.4万人）、67年が2.23（同193.6万人）であるのに対して、66年は1.58（同136.1万人）であった。

丙午の年に出産が控えられるのは、丙午生まれの女性は気性が激しく、夫の命を縮めるといった迷信によるものとされる。そもそも「丙」、「午」とともに陽の火とされ、火性があるとされているが、迷信の基となつたのは「恋しい人に会うために放火して火あぶりにされた」という八百屋お七が丙午生まれだったから、という説がある。ただし、歴史資料からは「お七という娘が放火をして処刑された」ということくらいしか確認できず、出生年や年齢は不明である。

この話を井原西鶴が恋愛絡みに脚色して『好色五人女』に「恋草からげし八百屋物語』として取り上げたが、さらにそれをベースに作られた浄瑠璃で「お七は丙午生まれ」という設定が加わったと考えられている。つまりは創作が迷信を生んでしまったというわけだ。

上述のように、1966年の出生率は低く、出生数は前年の4分の3だったのだが、丙午世代がたどった人生を統計的に分析した赤林（2007）によれば、有配偶率が男女ともにほかの年生まれより若干ながらも低いが、女性だけが敬遠される迷信の影響ではない、とされている。一方、さらに60年前の1906年生まれの女性には迷信の影響が人生にも現れているようである。具体的には、有配偶率は男性と比較して低く、その代わりに前後の年に生まれた女性と比べて就業率が高い、とのことだ。結婚せずに仕事に勤しんだという話は、現代ではよくあることにみえる。しかし、周囲からの差別で結婚できずに苦しむなど、多くの悲劇があつ

たことは容易に想像できる。

「令和」の世となり、迷信なんぞ信じない人が大半と思われるが、出生率が人口推計での見通しを大幅に下振れて推移していることを踏まえれば、26年の出生率が大幅に低下するような事態は是非とも避けなければならない。

＜参考文献＞

- ・赤林英夫（2007）「丙午世代のその後－統計から分かること」『日本労働研究雑誌』12月号（No569）17頁～28頁

（2025年12月10日脱稿）

（みなみ たけし）



書籍案内



図解 知識ゼロからの 食料安全保障入門

農林中金総合研究所・
平澤明彦・阮蔚・小針美和 監修

2024年12月18日発行 A5判192頁 定価1,800円（税別）（一社）家の光協会

2020年から2022年にかけて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行や、輸入食料・資材の値上がり、ウクライナ紛争が相次ぎ、食料の安定供給に関心が高まりました。その結果、農政の大枠を定める食料・農業・農村基本法の改正に至り、今や食料安全保障は基本法の第一の基本理念となりました。しかし依然として将来にわたる食料輸入の不確実性は拭えず、国内の農業生産基盤も脆弱化する中で、食料安全保障の確保は国民全体に関わる重要な課題です。そうしたことから国内外の食料安全保障について総体的に解説する本書の刊行が決まりました。

本書では、食料安全保障とは何か、なぜ世界と日本で問題になっているのか、世界と日本の事情の違い、といった点を解説し、日本については過去の経験を踏まえたうえで現状と課題、取り組みについて基礎的情報を提供する意図で執筆しています。

（本書「はじめに」より）

主要目次

- 第1章 食料安全保障の基本的な概要を知る
- 第2章 世界の食料安全保障はどうなっているのか
- 第3章 食料安全保障を脅かすリスクを知る
- 第4章 日本における食料安全保障のあゆみ
- 第5章 日本の食料安全保障はどうなっているのか
- 第6章 消費者が食料安全保障に貢献するためには

購入申込先……………（一社）家の光協会

TEL 03-3266-9029

問合せ先……………（株）農林中金総合研究所

TEL 03-6362-7700

コメの備蓄運営の推移と 制度見直しに向けた論点

—令和の米騒動のもとでの備蓄米放出をうけて—

主席研究員 小針美和

〔要　　旨〕

本稿では、食糧法施行後のコメの備蓄制度の推移と、「令和の米騒動」のもとでの備蓄米放出の経緯を整理し、今後の備蓄運営のあり方の検討に向けた論点を示した。

備蓄の仕組みとして当初措置された回転備蓄のもとでは、コメ需給の過剰基調にあるなかルールどおりの運営ができず在庫量と財政負担の増大が課題となった。その後、非主食用処理を前提とする棚上備蓄のもとで備蓄運営にかかる直接的なコストは減少したが、事前の数量調整等を加味した需給調整コストは依然高い。令和の米騒動のもとでは、品薄と価格高騰を背景に2025年に買戻し条件付き売渡しや随意契約による備蓄米の放出が実施されたが、ロジスティクスが整備されていないことによる精米・物流の遅延が課題となった。

今後の制度の見直しにあたっては、備蓄の目的を需給変動要因に即して再整理したうえで、民間事業者のストックの活用と政府備蓄の組合せによる新しい備蓄運営や、機動的な備蓄米放出に向けたロジスティクスの整備、更新時の売却方法の柔軟化などを検討していく必要がある。

目　次

はじめに

1　備蓄制度の変遷

- (1) 食糧法におけるコメの備蓄の位置づけ
- (2) 備蓄運営の変遷
- (3) 棚上備蓄下の財政負担
- (4) 保有後の売却以外の備蓄米販売
- (5) 小括

2　令和の米騒動のもとでの備蓄米放出

- (1) 2024年夏以降のコメの品薄と米価高騰
- (2) 主食用米の備蓄米放出
- (3) 加工原料用米穀の販売
- (4) 備蓄に関する政府の課題認識

おわりに

はじめに

改正食料・農業・農村基本法では「食料安全保障の確保」が基本理念の柱として位置づけられ、2025年4月には改正基本法下で初めてとなる新たな基本計画が策定された。一方で、コメについては、24年夏から続くいわゆる「令和の米騒動」により市場が混乱、価格は高騰し、現在も高止まりしている状況にある。こうしたなかで25年に政府が行った大規模な備蓄米の放出は生産・流通に大きな影響を与えるとともに、コメに対する社会的関心を一層高めることになった。備蓄は食料安全保障政策において不可欠な施策ツールであり、その運用のあり方は今後の政策検討における重要課題のひとつである。

そこで本稿では、食糧法施行後のコメの備蓄制度の枠組みと運用の変遷を俯瞰し、「令和の米騒動」のもとで政府が実施した備蓄米放出の経緯と運用実態を整理することで、今後の備蓄運営の検討に向けた論点を提示する。

1 備蓄制度の変遷

(1) 食糧法におけるコメの備蓄の位置づけ

食糧法施行以前の食糧管理制度下では、コメは国の全量管理の対象であり、生産者には国への売渡義務が課されていた。制度上、備蓄の概念は明確にされていなかった

が、需給調整の一環として、端境期の持ち越し在庫を政府が一定程度保有していた。

その後、1993年の大凶作やそのもとでの「平成の米騒動」、輸入自由化を背景として95年に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(「食糧法」)が施行された。食糧法のもとで、政府は「米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする(第2条)」とされ、「備蓄」は「米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有すること」(第3条第2項)と定義されている。すなわち、現行制度のもとでのコメの備蓄は、コメの生産量の減少による供給不足に対応するためのものとされている(下線は筆者)。

また、コメの備蓄の目標数量や運営に関する事項は、農林水産大臣が定める「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(以下、基本指針)において定めることとされ(第4条)、その変更に際しては、農林水産省は食料・農業・農村審議会食糧部会に意見を求めることが求められている。

(2) 備蓄運営の変遷

次に、食糧法下における備蓄運営の変遷

を概観する。

a 食糧法制定当初の備蓄運営

食糧法制定当初の備蓄運営は、平均的な不作が2年連続しても円滑な供給が行えるよう、備蓄水準は150万トンを基本として一定の幅（±50万トン）をもって運用し、1年保有後に主食用米として販売する「回転備蓄」を原則としていた（第1表）。しかし、

豊作の連続や過剰作付により需給が緩和するなか計画的な販売が困難となった。政府在庫は備蓄上限の200万トンを超えて98年には298万トンに達するなどルールどおりの運用とはならず、実質的に過剰となっていた（第1図）。

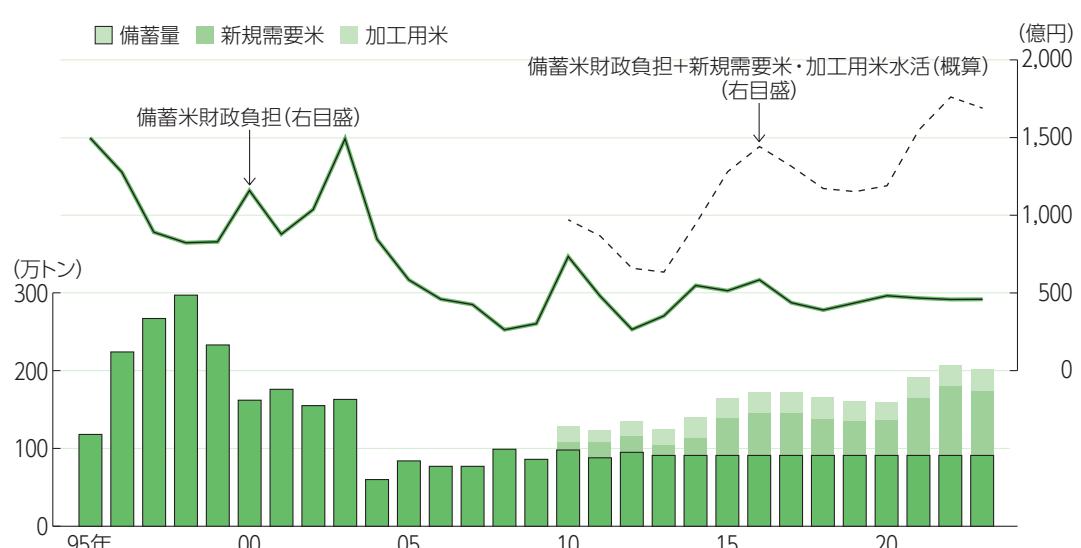
また、販売期間の長期化に伴い、売買損益や管理経費（保管費や運搬費等）といった備蓄にかかる財政負担も増加し、年間

第1表 備蓄運営の仕組みの変遷

	回転備蓄 (1995年～2001年)	回転備蓄(見直し後) (02年～11年)	棚上備蓄 (12年～)
買入	数量：毎年150万トン程度 決定時期：収穫時期 自主流通法人から買入れ	数量：毎年50万トン程度 決定時期：収穫時期 生産数量目標（主食用）の枠内	数量：毎年20万トン程度 事前（播種前）契約 生産数量目標から切り離し
保有数量	150万トン±50万トン 平均的な不作が2年連続しても円滑に供給が行える	100万トン程度 10年に1度の不作や通常の不作が2年連続した事態にも国産米で対処し得る水準	100万トン程度 10年に1度の不作や通常の不作が2年連続した事態にも国産米で対処し得る水準
保有期間	1年	2年	5年
保有後の売却	主食用米	主食用米	非主食用米
放出ルール	なし	なし	あり

資料 筆者作成

第1図 備蓄にかかる財政負担の推移



資料 農林水産省「米の備蓄政策について」(令和7年10月31日食糧部会資料)を参考に作成

(注) 備蓄米財政負担+新規需要米・加工用米水活(概算)は備蓄米財政負担に新規需要米作付面積×8万円/10a、加工用米作付面積×2万円/10aを加えたもの。

1,000～1,500億円に及ぶ年もあった。

b 備蓄運営ルールの見直し（02年～11年）

備蓄運営の改善に向けて、2001年に報告された「備蓄運営研究会報告」を踏まえてルールが見直された。備蓄水準は「10年に1度の不作や通常の不作が2年連続する事態にも国産米で対処し得る水準」として100万トン（バッファーはもたない）と設定し、保有期間も2年に見直されたため、年間の買入・販売量はおおむね50万トンとなった。

なお、当時の研究会においては、備蓄保有後に非主食用（主に飼料用）として売却する「棚上備蓄」も検討された。しかし、政府在庫の水準の高止まりや過剰作付けが継続している状況のもとでは、主食用の価格水準で買入、飼育用等の価格で売却することで常に差損が発生する棚上備蓄の運用は難しいとして、主食用として販売する「回転備蓄」が継続された。

その後、03年に不作（全国の作況指数が90）となり、政府在庫のうち106万トンが主食用として売却されたことから、翌04年の在庫は60万トンまで減少した。しかし、07年秋の米価下落時に講じられた「米緊急対策」においては政府買入や政府米の販売抑制が実施されるなど、日々の状況に応じて売買数量や買入時期は大きく変動してきた。その結果、備蓄運営は法律上の趣旨とは異なるものとなり、関係者に「過剰になってしまっても最後は政府が何とかしてくれる」という誤った期待を生じさせかねない状況になっていた。

c 棚上備蓄への移行（12年～）

(a) 戸別所得補償制度の導入、水田活用の直接支払交付金の拡充

09年の民主党への政権交代により水田農業政策は大きく変更された。まず、戸別所得補償制度が導入され、生産調整実施者には主食用米生産にも交付金が支払われるところとなった。また、米緊急対策のもとで補正予算として措置されていた非主食用米（加工用米・新規需要米等）への支援は水田活用の直接支払交付金（水活）の一部として当初予算となった。

その後、自公政権復帰により戸別所得補償制度が廃止されて以降も、14年の飼料用米の数量払導入をはじめとして水活による非主食用への支援は継続されている。ただし、仕向け先は原則として作付前に確定する必要があり、事後における主食用と他用途の交換、非主食用間の用途変更は厳しく制限されている。

(b) 棚上備蓄の導入と放出基準等の検討

備蓄運営についても、政府買入の時期や数量について透明性が確保され、かつ新制度に対応する仕組みとするための検討が進められた。特に、上記のとおり、水田農業政策の推進方針として交付金等のメリット措置による生産調整の促進が強く打ち出されたことで、備蓄は主食用米の市場への影響を与えない運営とすることが強く意識された。具体的には、①これまで収穫時期に行なうことが主であった備蓄米の買入は事前契約を基本に一般競争入札により実施する

こと、②適正備蓄水準は100万トン、備蓄期間を5年間とし、③5年保管後の更新時には、飼料用等非主食用途として売却する「棚上備蓄」に移行した。

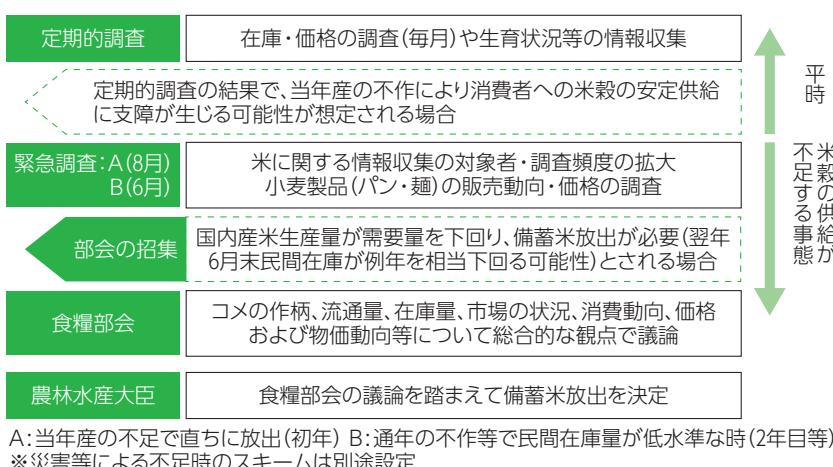
また、これまで明確にされていなかった、不足時における備蓄米放出の判断基準や放出方法についても整理がなされた。第2図は備蓄米放出の判断にかかる基本的なプロセスを示している。まず、①定期的調査（在庫・価格の調査（毎月）や生育状況等の情報収集）を行う。これは平時より行うものであるが、そのなかで、安定供給に支障が生じる可能性がある場合には、②緊急調査としてコメに関する情報収集について対象者・調査頻度を拡大して行うほか、小麦製品（パン・麺）の販売動向・価格の調査を実施し、国内産米生産量が需要量を下回り、「備蓄米放出が必要（翌年6月末民間在庫が例年を相当地下回る可能性）」と判断され、相対取引価格が標準的な価格に比べて3割以上、もしくは小売価格が前年

同期比おおむね5割以上の上昇がみられた場合に食糧部会を開催する。③食糧部会でコメの作柄、流通量、在庫量、市場の状況、消費動向、価格および物価動向等について総合的な観点で議論をしたうえで、④食糧部会の議論を踏まえて農林水産大臣が放出を決定することとしている。なお、価格については備蓄米放出を判断する際のメルクマールとして活用するものの、価格に関して備蓄で対応することはなく、量的な不足時の対応を基本とするとしていた。

第2表は備蓄米放出時の販売方法等を整理しており、左側はある程度の備蓄の放出により需給が安定し流通の混乱が回避可能な状況（以下、「一定程度」）、右側はさらに緊急度が高く、需給の安定にはほぼ全量の備蓄米放出（以下、「全量」）が必要とされ、民間のコメ流通のコントロールなど追加措置が必要な場合を想定している。販売開始時期については、備蓄米は新米の民間流通米とブレンドして供給されることが

主だと考えられるとして、放出決定後、備蓄米の利用に関する一定の周知期間を経て出来秋（収穫時期）以降とする。また、放出量は「需要量 - 生産量」を放出量の上限とし、出荷・販売段階の販売計画を踏まえつつ、備蓄米供給計画を策定する。販売方法は、特定の者に

第2図 備蓄米放出の基本的なプロセス



資料 農林水産省「食糧部会における米の備蓄運営についての議論の整理」をもとに作成

第2表 備蓄米放出の際の販売方法等

	ある程度の備蓄米放出により需給が安定 (備蓄米放出により、量的な安定供給が確保され、米不足等による流通の混乱が回避可能な状況)	ほぼ全量の備蓄米放出により需給が安定 (備蓄米放出による量的な安定供給の確保に加え、備蓄米の流通についての追加的措置も必要な状況)
販売開始時期	備蓄米放出の決定後、一定の周知期間を経て、出来秋以降販売を開始	
放出量及び供給計画	放出決定後速やかに放出量(上限)及び供給計画を公表 供給計画の定期的な見直し及び公表	
販売方法	競争的販売	競争的販売を基本としつつ、状況に応じ割当的販売
販売対象者	原則として、一定量以上の取扱規模(おおむね4千トン)およびとう精能力を有し(権原に基づきとう精施設を利用できる場合を含む)、平常時にあらかじめ買受者として登録した届出業者	
安定供給確保のための措置	販売対象者には、平常時から定期的に取扱数量等の報告を義務付け 政府から備蓄米を購入した買受者には販売計画の提出を義務付け 不当な高値販売の抑制	
販売提示方法	放出後の年産構成を考慮しつつ、産地・銘柄別に提示 (販売対象者が産地・銘柄を選択)	競争的販売の場合は、産地・銘柄別に提示 割当的販売の場合は、原則として政府が販売予定数量のみを販売対象者に提示

資料 農林水産省「食糧部会における米の備蓄運営についての議論の整理」をもとに作成

偏らないよう、購入数量に上限を設定したうえでの入札による競争的な販売を基本とする。ただし、不足の程度が著しく、競争的販売により過度の競争(高値買占め)を誘発し、食糧法の目的であるコメの需給と価格の安定を損なう恐れがある場合は割当的な販売も認める。

放出後の流通における安定供給を確保するための対応としては、販売対象者には平常時から定期的に取扱数量などの報告を求める。実際の放出後は、買受者による販売計画の提出、小売価格の監視等による不当な高値販売の防止などの措置を売買契約のなかに位置付ける。販売時の提示方法については、競争的販売では年産のみでなく産地・銘柄別に提示して販売対象者が選択可能とする。一方で、割当的販売の場合には、原則として政府は予定数量のみを提示し、産地等についても販売対象者で選択するのではなく政府が決めることとする、として

いる(注1)。

(注1) 食糧部会(24年6月27日)において、農林水産省は割当的販売については、随意契約(国・地方公共団体などの公共機関が発注を行う際に、公共機関側が任意に受注者を選んで締結する契約)が認められる場合に該当すると考えられると説明している。

(3) 棚上備蓄下の財政負担

第1図をみると、食糧法施行直後は在庫の積み上がりにより財政負担が1,000億円超であったのに対し、棚上備蓄移行後は在庫水準が91万トンで安定し、財政負担は500億円程度で推移しており、一見すると抑制されたようみえる。しかし、売買差損はその時々の需給状況に左右されうる。回転備蓄時の備蓄運営が実質的に需給調整上の過剰処理であったことを踏まえると、財政負担は水活など事前の供給調整や、米穀周年供給・需要開拓支援事業といった事後調整への支援も含めて評価することが適当と考えられる。

第1図の点線は棚上備蓄後の備蓄米の財政負担額に非主食用米の水活交付金（概算額）を加えた額を示しているが、回転備蓄時の負担額を上回っている。

（4）保有後の売却以外の備蓄米販売

これまでに、食糧法が定める不作による供給不足で備蓄米を放出した事例はない。しかし、2012年には「代替供給」と加工原料用米穀の供給不足への対応として、備蓄米の販売が行われている。

a 東日本大震災に伴う代替供給

12年6月、農林水産省は11年／12年の米の供給において東日本大震災時に倉庫に保管されていた10年産米の被災、および原発事故に伴う特別隔離対策（放射性セシウムの基準値（100ベクレル）を超える11年産米）により供給量が減少するとして、4万トンを政府備蓄米から代替供給することとした。その後、12年7月に開催された食糧部会において、農林水産省はこの4万トンは本来の備蓄放出スキームである不作に起因するものではなく、東日本大震災というアクシデントで生じた供給不足を元に戻す措置であるため食糧部会への諮問は不要と判断したと説明している（注2）。しかし、備蓄に関する事項であるにも関わらず、その決定の前に食糧部会における説明や議論がなかったことについて、委員から懸念を示す意見が相次いだ。

（注2）12年7月の基本指針（案）において、この代替供給の4万トンは需給見通しの項に記載さ

れているものの、備蓄の項には記載されていない。その後、同年11月の基本指針において、「他方、基本指針の毎年11月の変更後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給することとします。」と付加された。

b 加工原料用米穀の販売

コメを原料とする加工品には主に酒類（清酒、焼酎）、米菓、米穀粉、味噌等があり、加工原料用米穀（原料米）需要は国内の米の総需要の1割近くに相当するとみられる。国産の原料米には、生産調整上の加工用米のほか収穫後の選別により生じる検査等級外や特定米穀（篩下米）が仕向けられる。

原料米の取引価格は一般的に主食用米に比べて低価格である。そのため、主食用米の需給が引き締まり価格が上昇すると、主食用へのシフトにより原料米向け生産が減り、供給不足となりやすい。実際に、米価上昇局面にあった12年には原料米仕向けが減少し、特に米菓や味噌等の低価格帯の業種において調達が難しくなったことから、農林水産省は更新予定の06年産備蓄米（8万トン）のうち、12年8月に4.3万トン、翌13年に2.3万トンをこれらの業種を対象に販売した。備蓄米により調達可能となった事業者もあった一方で、その後、特定米穀の発生量の増加なども影響して需給が緩和、原料米の相場が急落したことでの是非を問う声が強まった。この経験は、農林水産省が備蓄米の放出を検討するにあたり、その

市場に与える影響を踏まえて慎重に判断するというスタンスをより強めることにつながったと考えられる（注3）。

（注3）第213回国会 衆議院 農林水産委員会 第13号（24年4月25日）における大臣答弁など。

（5）小括

以上みてきたように、現在運用されている備蓄運営のスキームは、民主党への政権交代時に棚上備蓄として整理されたものである。備蓄運営にかかる財政負担という観点では、それ以前の回転備蓄のもとでは実質的に米の需給調整にかかる事後の過剰処理となっていることが多かった。棚上備蓄への移行後は、備蓄運営にかかる経費そのものは回転備蓄時に比べて縮減されているが、戸別所得補償制度の導入や水活のメリット措置の拡充など、入口の主食用米の供給抑制の強化により交付金総額は増加するなど、需給調整全体にかかるコストとしてみれば財政負担は減少していない。

また、備蓄米の市場への放出は消費者政策であり、消費者や実需者にとっては供給量の増大や価格低下のメリットをもたらすが、反面、生産者をはじめとする供給者にとっては期待価格を押し下げる方向に作用する。特に、コメの全体需給が過剰基調のもとではその影響が大きくなりやすいことは、日本のコメの備蓄運営において政策担当者の判断を難しくさせる大きな要因となると考えられる。

2 令和の米騒動のもとでの備蓄米放出

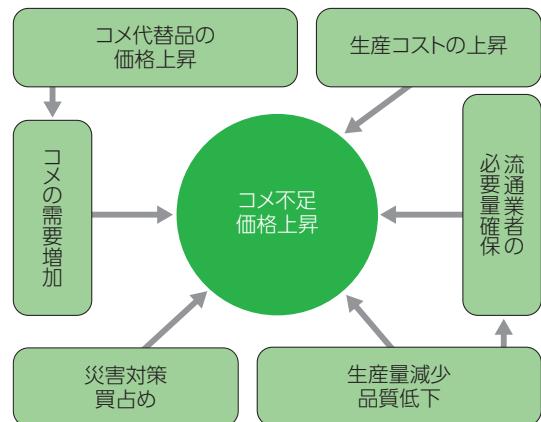
ここからは、令和の米騒動のもとでの備蓄米放出の動向を整理する。

（1）2024年夏以降のコメの品薄と米価高騰

2024年夏、全国的にコメが品薄になり、特に都市部ではスーパーの棚からコメが消えたり購入数量を制限する光景が多くみられ、店頭価格も上昇した。秋に24年産米が出回り始めてからも価格上昇は止まらず、店頭価格は25年には4千円／5kgを上回った（第3図、第4図）。

また、民間在庫が大きく減少するなど流通現場では不足（感）が高まるなか、24年産では業者間取引価格も上昇、相対取引価格（生産者段階と卸段階の取引価格）は調査開始以来最も高い水準となった。特に変化が大きかったのは業者間仲介取引のス

第3図 2024年夏のコメ不足・価格上昇の要因



資料 筆者作成

第4図 相対取引価格・スポット価格・小売価格(精米5kg換算)



資料 農林水産省「米に関するマンスリーレポート」

(注) 相対取引価格は「栃木コシヒカリ」、スポット価格は「関東コシヒカリ」(クリスタルライス取引価格)、小売価格は総務省「小売物価統計」の「コシヒカリ」。

ット価格である。スポット価格は24年に入り上昇傾向にあったが25年にさらに急騰し、25年3月にかけてはスポット価格が小売価格を上回るほどの水準に達した時期もあった(注4)。

(注4) 近年のコメの量的不足の要因については、荒幡(2025)、西川(2025)、令和の米騒動や米価変動のメカニズムについては稻垣(2025)、森田(2025)が詳しい。

(2) 主食用米の備蓄米放出

a 備蓄米放出の要望の高まり

このような状況を受けて、吉村大阪府知事は24年8月26日、農林水産大臣に備蓄米の放出を要請した。これに対し農林水産省は、コメの流通は民間が基本であり全国的には需給はひっ迫していないとして慎重姿勢を維持した。その後も、10月30日の食糧部会において委員から備蓄米活用ルールの柔軟化を求める意見が出されるなど、米価高騰が続くなかで備蓄米放出を求める声は次第に高まっていった。

b 買戻し条件付き入札

年が明けても米価高騰には収束する気配がみられないなか、農林水産省は25年1月に備蓄米の放出を決定、1月31日に食糧部会を開催して基本指針を変更し、備蓄米の買戻し条件付き売渡し(政府が

同量を買戻すという条件付きで、民間事業者に備蓄米を入札方式で売却し市場に放出)を可能にした。その背景について、農林水産省は国全体の供給量は不足していないものの、集荷競争が激しくなるなかで主要な集荷業者の集荷量が減少し、一般の消費者が買い求める通常ルートでの流通量が減少するなど「流通に滞りが生じている状況」にあり、このままでは昨年夏のような品薄も懸念されることから、備蓄米を活用し滞りの解消を目指すと説明した(注5)。

その後、2月14日に「政府備蓄米の買戻し条件付き売渡し要領」を公示。販売対象者は年間の玄米仕入量が5,000トン以上の集荷業者とされ、対象米穀ごとに入札により落札者を決めることとし、対象米穀は、保管倉庫の所在地、種類、年産、産地、品種、等級、包装の項目で区分された(第3表)。

入札は3月10日~12日を皮切りに3回実施され、10事業者が312,296トンを落札し、平均落札価格は20,812円/60kg(税抜)とな

第3表 25年における政府備蓄米の売渡しの取引条件

	買戻し条件付き入札	随意契約
販売対象者	年間の玄米仕入量が5,000トン以上の集荷業者・8月末までの卸売業者等への販売の計画・契約を有する者	①大手小売事業者(年間1万トン以上の取扱数量) ②中小小売事業者(1千~1万トン未満の取扱数量)(注) ③精米能力を有する米穀小売店(注) ④中食・外食事業者(注)
引渡し	在庫倉庫での渡し	買受者が希望する場所での車上渡し
販売提示方法	保管倉庫の所在地、年産、品種、等級、包装、数量	年産、数量
年産	24年産、23年産	22年産、21年産、20年産
販売価格	現在の価値(市場価格等)により最低販売価格を設定し競争入札	令和4年産:11,010円/60kg(税抜) 令和3年産:10,080円/60kg(税抜) 令和2年産: 9,140円/60kg(税抜)
買戻し条件	あり	なし
農林水産省への報告	買入者から販売数量・金額を隔週	販売数量・金額を隔週 POSデータを毎週

資料 農林水産省ホームページをもとに作成

(注) 共同購入を含む。

った(第4表)。なお、買戻しの期限は当初は購入後1年以内とされたが、5月28日の基本指針の変更により、5年以内へ変更されている。

売渡し後の販売状況について、全農のニュースリリース「政府備蓄米の販売状況について」をみると、5月15日の公表以降、販売先からの出荷依頼には100%対応したとされており、8月末には落札数量全量の販売が完了している(第5図)。政府備蓄米という新たな供給ルート追加にかかる初期対応(新たなブレンド米を販売するための

包装の用意なども含む)は必要とされたが、既存の流通ルートやシステムでの対応が可能となるなかで、より迅速な物流の確保に向けてさらなる調整を行ったことなどが奏功したと考えられる。

(注5) 25年1月31日に変更された基本指針では、「主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認める時は、備蓄の円滑な運用を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後に同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で実施できる」とされている。

第4表 買戻し条件付き入札の実施状況

(単位 トン、円)

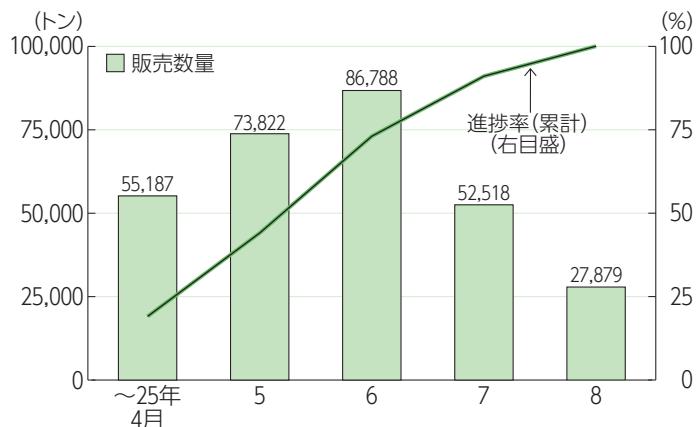
	第1回	第2回	第3回	計
入札実施日	25年 3月10日～12日	3月26日～28日	4月23日～25日	
入札参加者	7事業者	4事業者	6事業者	10事業者
販売提示数量	150,579	70,336	100,191	
落札数量	141,796	70,336	100,164	312,296
落札価格(税抜)	21,217	20,722	20,302	20,812

資料 農林水産省「政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの入札結果(第3回)の概要について」

(注)1 計の入札参加者数は重複を除いた合計。

2 落札価格は、落札された販売区分の加重平均。容器包装込みの玄米。

第5図 全農の政府備蓄米の販売状況



資料 全農ホームページ

c 隨意契約による売渡し

農林水産省は、25年5月26日に「随意契約による政府備蓄米の売渡し要領」を制定し、大手小売業者を対象に随意契約による政府備蓄米の売渡しの申請を開始した。今回の放出は「政府備蓄米を安価で安定的に供給する」ことを目的に実施することから、会計法第29条の3第4項の「契約の目的が競争を許さない場合」に該当する、との判断によるものである。また、随意契約による備蓄米の買入者には買戻し条件を求めないこととし、これに対応する形で5月28日に基本指針を変更した（注6）。

随意契約の取引条件としては、買入者は①大手小売事業者（年間1万トン以上の取扱数量）、②中小小売事業者（1千～1万トン未満の取扱数量）、③精米能力を有する米穀小売店、④中食・外食事業者とされ、購入にあたり年産は選択できるが産地・品種・包装の指定や選択はできない（第3表）。引渡し方法は原則車上渡し（購入者が希望する場所でトラックの荷台（車上）で直接

引き渡される方式）、引渡し期限は、25年産の出来秋に影響を与えないよう8月20日までとされ、21年産（古古古米）、20年産（古古古古米）については、品質確認のためのメッシュチェック（玄米を金属製の網（メッシュ）に通し、粒の割れ、着色粒、カビ、異物などの混入がないかを目視で確認する検査作業）が必要とされた。

対象米穀の数量としては、①5月26日に大手小売業者向けに30万トン（22年産：20万トン、21年産：10万トン）、②5月30日に中小小売業者、米穀店向け8万トン（21年産）、③6月11日に22万トン（21年産：12万トン、20年産：10万トン）が示され、販売価格は22年産：11,010円／60kg、21年産：10,080円／60kg、20年産：9,140円／60kg（それぞれ税抜）とされた。9月30において申込が確定したのは、数量279,976トン、事業者数906社となっている（いずれも累計）。

また、随意契約による備蓄米は店頭価格2,000円／5kg程度での販売を見込んでいた。そのため、転売対象としての注目度も高く、転売による実質価格の上昇や一般消費者の購入機会が阻害されるおそれが強いとして、6月13日に国民生活安定緊急措置法の政令改正を閣議決定し、備蓄米を含む精米・玄米等の高値転売を禁止する措置がとられている。

さらに、随意契約による備蓄米の販売状況を伝達するための情報提供も強化され、

農林水産省による大手小売業者等への聞き取り情報をもとにした随意契約の発売店舗数などが週次で更新された。価格についてはKSP-POSデータのほか、日経POSや業態別POSデータにもとづく分析が公開されている。KSP-POSによる販売数量・販売価格データによると、随意契約による備蓄米の販売数量が本格化し、銘柄米以外の販売割合が上昇した6月中旬以降から、随意契約による備蓄米が含まれる「その他（ブレンド米等）」の価格が低下し、それに合わせて全体平均価格も低下した（第6図）。ただし、備蓄米の販売数量の減少に伴いその他（ブレンド米等）の価格も上昇し、9月以降の全平均販売価格は銘柄米のレベルに近づいて推移している。

また、流通のスピード感がより重視され、引渡し開始から2週間で1,712精米トンの販売が可能となったとして注目されたこともある。しかし、後述するとおり、全体としてみると商流・物流とともにロジスティクスが整備されておらず流通がスタッ

したことで引渡しには時間を要すことになり、当初引渡し期限とされた8月20日までに引渡しが完了したのは、申込数量29万トンのうち18万トンと64.5%にとどまった。

期限内に引渡しが完了しなかった要因としては、消費者に迅速に届けるためのルートとして小売業者に対する直接販売が企図されたものの、円滑な流通に必要なロジスティクスが商物とともに十分でなかったことがあげられる。

商流面では、多数の買入希望者からの申請の確認等に時間を見たほか、産地の倉庫に分散している備蓄米を買入者の希望数量に合わせて配分する必要があった。物流面では、備蓄米を消費者に提供するには精米工程を経る必要があり、精米工場の確保、袋等の包装資材の手配、配送計画の策定などが必要となる。通常の流通においては、これらのオペレーションの多くは卸売業者が担っており、小売業者は基本的に精米設備をもたないため備蓄米の販売には精米業務の委託先確保が不可欠となった。ま

第6図 スーパーにおけるコメ販売価格の推移(2025年)



た、メッシュチェックなどの品質確認にも時間を要したほか、物流面ではトラック1台（10トン～12トン）で買入者が希望する場所での車上引渡しとしたものの、それに合わせた配送の手配はとても複雑なものとなつた。

(注6) 25年5月28日の基本指針の修正は持ち回り形式で行われたため、随意契約による売渡しの背景について農林水産省からの公式説明はないが、7月31日の食糧部会においては、農林水産大臣が「マーケットの鎮静化を図るため」と発言している。

(3) 加工原料用米穀の販売

米菓・焼酎・味噌等のコメ加工品製造業者における原料確保は、23年産の不作や特定米穀の発生量減少を背景に、主食用米に先行して困難さを増していた。そのため、23年秋の時点で業界団体は絶対量が不足する場合の備蓄米販売を含めた対策を農林水産省に要請していた。それに対し、農林水産省は前述したとおり過去には備蓄米販売が相場下落の要因のひとつと考えられる事態もあったことから慎重な姿勢を示していた。しかし、事態が深刻化するなかで、24年7月に基本方針を変更し、8月に加工原料用米穀を対象とする20年産政府備蓄米の入札販売を実施した（1万トン）。

その後の米価高騰を受けて原料米の調達環境はさらに厳しくなり、25年8月には随意契約による販売を実施している（対象数量：7.5万トン〔玄米5.2万トン、精米2.3万トン〕、販売価格〔玄米151,840円／トン（税抜）、精米187,460円／トン（税抜）〕）。25年8月1日受付開始分の申請状況をみると、

累計で数量は5.2万トン、事業者数は108社となっている。

(4) 備蓄に関する政府の課題認識

25年夏以降、コメをめぐる事態の収束化に向けた検証や今後の対応についての議論が進められており、備蓄に関しても検討が進められている。25年8月の第3回「米の安定供給等実現関係閣僚会議」で示された「今般の米の価格高騰の要因や対応の検証」では、備蓄に関連するものとして、「民間在庫の多くは既に売り先が決まっており、緊急事態へのバッファーになりにくい」こと、「政府備蓄米についても、不作時に備蓄米を放出するというルールの下、放出時期が遅延」したことを課題とした。そして、需給変動への柔軟な対応のための手段として「官民合わせた備蓄の活用」をあげている。

また、11月18日の「備蓄米に関する意見交換会」では、政府備蓄米の小売・中食・外食事業者に対する供給には一定期間を要することが明らかとなり、迅速な供給には民間商流の活用も検討すべき、との認識が示されるなど、政府備蓄のみでなく、民間の活用に言及されていることが注目される。

おわりに

最後に、今後の備蓄運営の検討に向けた現行制度の見直しにあたっての主要論点を提示することで結びとしたい。

第一に、備蓄の目的の再整理である。現行食糧法では備蓄は不作への備えとされて

いるが、過去には実質的な需給調整の手段として備蓄が利用されるなど政策本来の趣旨との乖離がみられた。一方で、近年は需要の急変や流通の滞りなど供給不足を招く要因が多様化している。コメの需給変動要因を洗い出し備蓄で対応すべき範囲を精査することで、備蓄の目的を今日的に再整理する必要があるのではないか。

なお、備蓄の定義や発動要件の見直しにおいては、通常の生産量の変動（不作や質の低下）と非常事態との境界をどのように置くのかが課題となる。緊急時の措置を定める食糧法第37条～第40条や食料供給困難事態対策法との整合、不測時を想定した備蓄のあり方の検討も求められる。

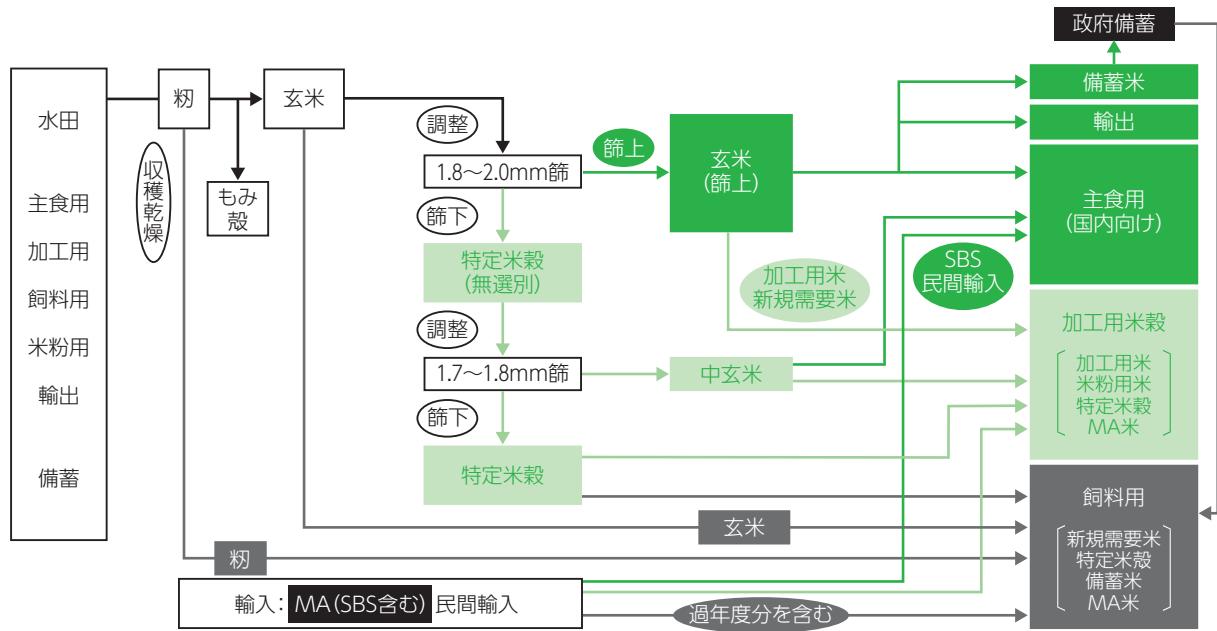
第二に、上記の目的の再整理とも関連した、需給の安定に向けたバッファーとしてのストック（備蓄、在庫）の持ち方についてである。令和の米騒動をもたらしたとされる要因を鑑みると、コメの短期的な需給は今後さらに変動しやすくなることが想定され、コメ需給の安定に向けてはストックの確保や流動性の向上によりバッファーの厚みを増していくことが必要となる。ただし、短期的な需要や流通状況の変化による供給量不足への対応は、ビジネスと政策対応の境界領域にあり、流通現場における迅速な対応が有効となるケースも多いと考えられる。そのため、今後の備蓄運営においては、民間事業者のストックの活用と政府備蓄の組合せによる新たな運用が必要と考える。

第三に、機動的な備蓄米放出を可能にす

るロジスティクスの整備である。今回の随意契約による備蓄米放出では、消費者に届けるまでのロジスティクスが十分に整備されていないことの課題が露呈されたが、見方を変えれば初めてのチャレンジにより課題が明確になったともいえる。また、新たに取り組まれた詳細POSデータによるコメの販売状況の定時観測などは、今後の流通状況の把握に向けたツールとしての活用が期待されよう。今回の放出プロセスの枠組み、経過、結果の検証を行い、機動的な放出を可能とするロジスティクスの整備に生かしていく必要がある。

最後に、備蓄数量管理における更新時の売却方法の柔軟化である。第7図は日本のコメ流通の全体フロー図を示したものである。コメの用途は主食用のみでなく、加工や飼料向けにも仕向けられ、それぞれの用途に求められる品質と価格で取引されることで需給が調整されている。先に見たとおり、主食用米の需給ひっ迫や価格高騰は原料米の調達にも影響しており、国産原料米の調達は今後さらに難しくなることが見込まれる。原料米は求められる品質が確保されれば年産にはこだわらないケースも多い。現行制度のもとでは、5年保管後の売却は原則として飼料処理することとされているが、更新時に一定量を原料米として供給することも検討してよいのではないか。原料米としての販売は飼料処理よりも高価格となることから、財政負担軽減の一助にもなると考えられる。

第7図 コメ流通の全体フロー



資料 筆者作成

<参考文献>

- ・荒幡克己(2025)『令和米騒動 日本農政失敗の本質』日本経済新聞出版
- ・稻垣公雄+三菱総合研究所「食と農のミライ」研究チーム(2025)『日本人は日本のコメを食べ続けられるか』河出書房新社
- ・西川邦夫(2025)『コメ危機の深層』日経BP・日本

経済新聞出版

- ・森田明 (2025) 「【令和の米騒動の要因を探る】十分な生産余力生かす知恵を」『農業協同組合新聞 2025年5月9日付』

(こばり みわ)

談
話

室

「昭和16年夏の敗戦」からの学び —偉大な先人—

2025年は「戦後80年」、「昭和100年」という節目の年でした。

その節目の年ということで様々な分野で戦後80年、昭和100年を振り返る機会がありました。そのなかで私が最も注目したのは8月にNHKで放送されたドラマ「シミュレーション～昭和16年夏の敗戦～」(原案 猪瀬直樹著『昭和16年夏の敗戦』)です。

昭和16年に設置された内閣総理大臣直属の「総力戦研究所」に、軍・官・民から若き精鋭たち(人格高潔、知能優秀、身体強健ニシテ将来各方面ノ首脳者タルヘキ素質ヲ有スル者)を選抜し、模擬内閣を編成、日米開戦のシミュレーションを行うというものでした。その模擬内閣で総理大臣役を務めたのが当時の産業組合中央金庫(現・農林中央金庫)の調査課長であった窪田角一氏(本ドラマでは宇治田洋一氏)であったことが、私がこのドラマに注目した最大の理由でした。

弊社 農林中金総合研究所は1990年に農林中央金庫調査部を分社して設立ですので、いわば窪田氏は弊社社員にとっても大先輩にあたります。その大先輩の苦悩がどう描かれるのか、非常に関心があったのです。なお、『昭和16年夏の敗戦』にかかる書評は、農林金融2025年8月号の「本棚」にて弊社常務取締役の小畠が掲載しているのでそちらもご一読いただければと思います。

このドラマは「若き精鋭たちが『日本必敗』と結論を導き出すなか、どのようなメカニズムで日米開戦に至ったのか」というのがストーリーの主流ですが、私が最も印象深く感じたのはドラマ後編の冒頭で主人公である宇治田洋一氏が、「開戦絶対回避」を主張する最中で語った以下の行でした。

「私は農村の負債整理をしていましたので、国中の農村を歩きまわり、貧しい地域の惨状を見てきました。特に昭和9年の東北はひどく、飢えや身売りが後を絶ちませんでした。食うに困った人間たちが、最後に何をするか私はこの目で見ました。」

私自身、農林中央金庫でのキャリアにおいて「負債整理」に関わる場面も相応にあったこと、また東北(宮城)での勤務経験もあったため、この口上がどうしても気になり、視聴後に「昭和9(1934)年の東北」について調べてみましたところ、以下の事象が当時起こっていたことを知りました。

- ・昭和9年の東北地方は7月には晴れた日はわずか5日、9月は12日間も雨が降り続く事態に。このため東北6県の作付面積の96%が被害を受け、収量は平年作の約6割にとどまった。コメの収穫が平年作のわずか12%という農村も出るほど。(注1)
- ・この大凶作は昭和恐慌と重なったため、都市部の大失業、都市住人の帰農による人口流入などにより農村経済は一層疲弊、農家家計は貧窮化し、地域によっては身売り、欠食児童、行き倒れ、凍死が激増、まさに大飢饉となった。(注2)

ということでした。こうやって記すだけでも背筋が凍る事態です。

そのような時代で「農村の負債整理」に奮闘されていた諸先輩方には本当に頭が下がるとともに東北での勤務経験があったにも関わらず、このような事態が発生したことを知らなった自分の無知を恥じました。そして豊かな食の存在が人道上においてもいかに重要であるかをあらためて認識するに至りました。

そこから90余年、2025年は「令和のコメ騒動」に翻弄された1年でした。90年前に起きた事象は「大冷害」でしたが、現代は「高温障害」に直面しています。昭和9年当時に起きた背筋が凍る事態には至っていませんが「深刻なコメ不足」に直面した点では同じです。

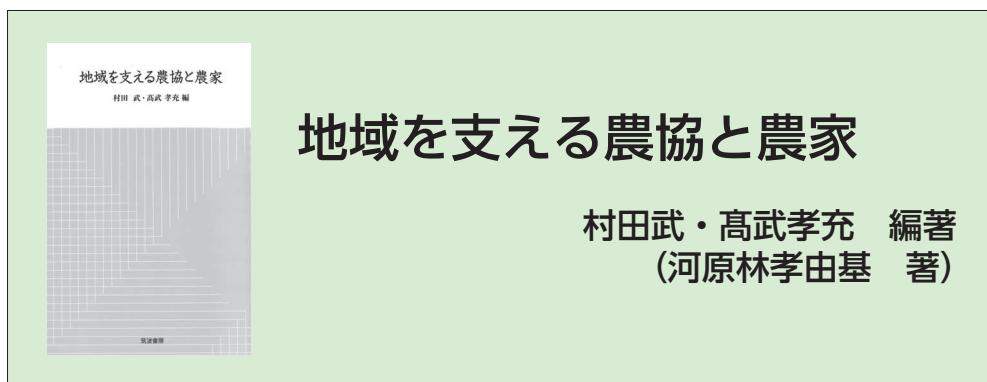
今後も難しい局面が続く日本の農業ではありますが、本ドラマで主人公が語った「食うに困った人間たちが、最後に何をするか・・・」といった事象は決して起こしてはならないと心底感じています。日本の農業にとって2025年度～29年度の「農業構造転換集中対策期間」は今後の命運を分けるとても重要な期間となります。弊社は中長期テーマとして「持続可能な農業の構築と食料安全保障に向けて」(環境と調和し、産業として持続可能な農業を成立・発展させ、そして日本の食料安全保障を向上させるために)を掲げているところです。偉大な先人に負けぬようしっかりとしたファクト分析を行いつつ調査研究に励んでまいります。

2026年もよろしくお願ひいたします。

(注1、注2) 荒川秀俊・宇佐美龍夫(1985)『日本史小百科 災害』近藤出版社等から概要抜粋

((株)農林中金総合研究所 代表取締役社長 高 義行・たか よしゆき)

発刊のお知らせ



2025年6月2日発行 四六判178頁 定価（本体2,000円+税）（株）筑波書房

第Ⅰ部では気候災害に直面した農協と農家がどのように被災者の救済と復旧・復興に取り組んでいるかを紹介し、第Ⅱ部では地域農業の再生にボトムアップから取り組む農協と農家さらに農協女性部のがんばりを紹介。第Ⅲ部では「農協時論」・提言とともに、基本的に新自由主義農政からの脱却に動くEU農政と気候変動のもとにあって有機農業で環境適合型農業をめざすドイツを現地取材したものである。

主要目次

はじめに

第Ⅰ部 災害復旧に全力

第Ⅱ部 地域農業活性化に全力

第Ⅲ部 「農協時論」・提言

22 ドイツの有機農業を訪ねて

（分担執筆：河原林 孝由基）

購入申込先……………（株）筑波書房

TEL 03-3267-8599

問合せ先……………（株）農林中金総合研究所

TEL 03-6362-7700

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

＜寄贈先：国立国会図書館ホームページ＞

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]

※



国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧（[https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository_id:R200200057\)&lang=ja_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)）

閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものとなります。

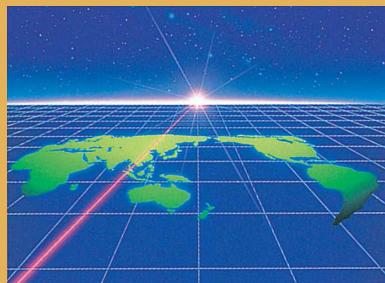
※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「（詳細情報を見る）」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

2025年6月号をもって巻末統計を廃止しました。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2026年1月号第79巻第1号(通巻959号)1月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700 FAX 03-3351-1159
URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

印刷所

ナガイビジネスソリューションズ株式会社

農中総研のホームページ・YouTube公式チャンネルのご案内

『農林金融』などの農林中金総合研究所論文、『農林漁業金融統計』の最新統計データや
「農中総研Webセミナー」などの当社動画がいつでもご覧になれます。

<ホームページ>



<YouTube>



よろしければチャンネル登録よろしくお願ひします